

(趣旨)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第一号に規定する認定（以下「認定」という。）について法、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び太田市建築基準法施行細則（平成17年規則第214号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、道路に該当しない幅員4m以上の道及び通路等を所管する担当課と事前に協議しなければならない。

(提出書類)

第3条 申請者は、省令及び細則で定める図書等を下表に掲げるところにより添付のうえ提出するものとする。

法第43条第2項第一号認定申請の提出書類	
書類の名称	明示すべき事項等
認定申請書	☐ 認定申請書に以下の書類及び図面を添付する。（省令第48号様式）
委任状	☐ 代理者によって申請する場合のみ
承諾書	☐ 道路に該当しない幅員4m以上の道の土地所有者及び権利を有する者 ※公共の用に供する道（官有地）の場合は不要
公図の写し	☐ 道路に該当しない幅員4m以上の道及び通路等は赤線で明示
登記事項証明書	☐ 申請敷地すべて
その他	☐ 許可等（道路占用許可、公共物使用許可）の写し
付近見取図	☐ 方位、道路及び目標となる地物
配置図 各階平面図 床面積求積図	☐ 縮尺、方位 ☐ 道路に該当しない幅員4m以上の道及び通路等の位置（赤線で明示）、幅員及び種類 ☐ 申請に係る建築物の位置、主要用途、構造及び規模 ☐ 間取、各室用途及び床面積 ☐ 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
2面以上の立面図 断面図	☐ 縮尺 ☐ 開口部の位置 ☐ 各部分の高さ
周辺状況写真	☐ 道路に該当しない幅員4m以上の道及び通路等の状況 ☐ 撮影位置及び方向（付近見取図、配置図又は公図に図示）

(審査及び意見聴取)

第4条 認定申請の審査は、法第43条第2項第一号認定基準の適合状況（別記様式）により行い、関係課に意見聴取を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年7月31日から施行する。

(別記様式)

建築基準法第43条第2項第一号認定基準の適合状況

認定基準	基準の内容	適合状況
適用対象	群馬県建築基準法施行条例により制限が付加される建築物及び建築基準法(以下「法」という。)の別表第一(イ)欄(1)項に掲げる用途に供する建築物に該当しないこと。	
	延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その合計)が500㎡以内の建築物の敷地であること。	
敷地と道路の間に該当するもの	A) 法第42条第1項第1号及び第2号に掲げる法律以外の法律に基づき築造されるもの(公的機関が築造若しくは管理するものに限る。)で一般の交通の用に供する幅員4m以上の道	
	B) 河川法に基づく一級河川、二級河川、準用河川及び里道、道路拡幅用地、官地、その他の公共用地(以下「河川等」という。)	
道又は河川等に係る適用条件	A) 公共物の使用若しくは占用について公共物の管理者等の許可、同意又は承認等の文書等を取得すること。	
	A) 幅員4m以上の道に2m以上接すること。	
	B) 河川等の使用若しくは占用について河川等の管理者等の許可、同意又は承認等の文書等を取得すること。	
	B) 河川等を横断して道路に通じる通路等の幅は2m以上であること。	
敷地周囲の状況	緊急車両が、道を通じて、敷地に接近できること	
	敷地内への通行について支障がないこと。	
容積率	A) 前面道路幅員による容積率は、前面の道の幅員を適用。	
	B) 河川等を介した道路の幅員により、容積率を算定する。敷地を横切って河川等がある場合は、それぞれ敷地を一体のものとして、容積率を算定する。	
道路斜線制限	A) 前面道路幅員を適用。	
	B) 河川等を介した道路とし、敷地を横切って河川等がある場合は、河川等の幅員を含める。	

○関係課の意見

課名	意見	対応